

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 東京都港区三田3丁目5番27号 住友不動産三田ツインビル西館		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 日本板硝子株式会社 代表執行役 細沼 宗浩 電話番号： 03 - 5433 - 9522					
主たる業種	自動車用安全ガラスの製造	細分類番号	2   1   1   1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	当社グループにて2030年までに温室効果ガスの排出量（スコープ1及びスコープ2）を2018年度対比30%削減する。						
計画を推進するための体制	事業所長を最高責任者とした環境マネジメントシステムの推進体制の中に環境管理室を設置し、実施計画の策定、推進管理システムを構築する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	202,260.9 トン	231,147.0 トン	232,329.6 トン	233,974.5 トン	14.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	240,662.1 トン	224,598.3 トン	225,716.1 トン	227,296.2 トン	-6.2 パーセント	
目標の根拠		基準は令和2～4年度実績の平均値としたが、令和4年度に定期修繕にてガラス溶解窯を停止しており、排出量平均は少なくなっている。増減率は、ガラス溶解窯の劣化率より算出。総排出量も同じく劣化率より算出。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産㎡/1000000)	5,059.02	6,778.22	6,778.22	6,778.22	33.98 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
原単位の指標及び目標の根拠		基準年度は、ガラス溶解窯の定期修繕にて、排出量が減少した為、基準年度の数値が良くなっている。増減率については、生産効率は、年々改善されているが、溶解窯劣化率の影響が多く、年々悪化している。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント	25 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	コンプレッサー集約化によるエネルギー効率の改善PART I。					
	令和6年度	オンサイトPPAの導入及び、グリーン電力の調達。					
	令和7年度	コンプレッサー集約化によるエネルギー効率の改善PART II。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	毎月16日を事務所、常昼勤務者対象にノーマイカーデーを推奨する。					
	上記の措置を採用する理由	ノーマイカーデーには、爽やかウオーキング活動などを通じ多くの従業員が実践している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	行政や地域の、環境活動に積極的に協力、参加し地球温暖化対策を推進する。						
特記事項	各年度から、超過削減量19840.5トン差引く。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。